動　議（告発・辞職勧告）

「匝瑳議会だより」第57号で掲載しました阿井伸也千葉県議会議長（肩書は当時）及び苅谷進一議員を告発することを求める動議並びに苅谷進一議員に議員辞職を求める勧告決議の内容は次のとおりです。（匝瑳市議会会議録から抜粋）

●　阿井伸也千葉県議会議長を地方自治法第１００条第７項に基づき、匝瑳市議会が告発することを求める動議

皆様も御承知のように、令和元年9月26日の定例会におきまして、栗田議員が、9月10日に苅谷進一議員が阿井伸也千葉県議会議長に面会した際、家畜保健衛生所整備計画について、「苅谷議員は県会議長に対して、太田安規匝瑳市長も反対の立場ですので、ぜひともこの反対署名簿を知事に取り次ぐ際には、地元市長が反対していることを申し添えていただきたい、そして、この市長の反対の意思を重く受け止めていただくよう、県当局に対し伝達していただきたいとの趣旨の発言をしたそうであります」「苅谷議員が集めた反対署名簿に署名された方々の真意を再確認しなければならないのかとも思われるところです」などの発言をしました。

この発言につき、事実の調査を求める動議が可決され、同年11月20日の臨時会におきまして、調査が匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会に付託されました。

そして、特別委員会におきましては、栗田議員のほか、太田市長、宇野裕千葉県議会議員、阿井千葉県議会議長、苅谷進一議員に証人喚問をするなどして調査をしてまいりました。その結果、先ほど引用した栗田議員の発言は、ゆるぎない事実と判明したと思います。

具体的に証拠を申し上げますと、まず、令和元年9月10日から間がない同月24日に阿井議長が宇野県議と電話をした際に、苅谷議員から市長が反対したと聞いたことを認める発言をした録音データがあります。この録音データは、お配りした資料の令和2年2月7日の委員会会議録の17ページ以降に反訳したものが載っております。

まず、18ページを見ますと、宇野県議が「それでそのときにね、あのう地元の市長が、まあ反対しているというような話も阿井議長聞いたでしょ」と聞いていて、それに対して阿井議長が「苅谷さんからは出ました」と答えています。

次に19ページを見ますと、宇野県議が「で、地元の市長も反対していますよということで」と聞いて、それに対して阿井議長が「んーまあ、あのう、そのような、そうですねえ、それに近い言い回しだったと思います」と答えています。

そして、29ページ。阿井議長は「この『反対というような』また『それに近い言い回し』ということは事実だというふうに思います」と証言して、苅谷議員との面会時にこれらの発言が実際にあったということを認めています。

また、令和2年1月10日の委員会会議録は、宇野県議の証人喚問を記載しているように、宇野県議は令和元年9月13日か20日に阿井議長と前記議長室で面談もしており、その際も阿井議長も阿井議長聞いたでしょ」と聞いていて、それに対して阿井議長が「苅谷さんからは出ました」と答えています。

次に19ページを見ますと、宇野県議が「で、地元の市長も反対していますよということで」と聞いていて、それに対して阿井議長が「んーまあ、あのう、そのような、そうですねえ、それに近い言い回しだったと思います」と答えています。

そして、29ページで阿井議長は「この『反対というような』また『それに近い言い回し』ということは事実だというふうに思います」と証言して、苅谷議員との面会時にこれらの発言が実際にあったということを認めています。

また、令和2年1月10日の委員会会議録は、宇野県議の証人喚問の会議録である、令和2年2月7日の委員会会議録の14ページにあるとおり「苅谷議員の発言について、要は市長も反対のような話だったのか、そうでいいのと言われたんで、そうですねと。私はそのように受け止めておりましたのでお答えをしました」と証言しております。阿井議長御自身で認められています。

さらに公文書として、9月10日に阿井議長が半田徹也千葉県農林水産部長に、同日、阿井議長が面会した市議会議員から市長が反対していると言っていた旨を伝えたとする、半田部長とその部下の県職員2名の計3名の回答書面があります。

そして、阿井議長の証人喚問である令和2年2月7日の委員会の会議録の11ページには、半田部長が阿井議長に回答書面の内容を確認してもらったが、阿井議長は自分が述べたことと違うなどと半田部長に伝えたことはなかったことを自ら証言しています。

30ページを見ますと、阿井議長は「証人は、この市長も反対していることだという趣旨を半田部長に伝えたということですね」と聞かれて「はい」と答えています。

以上からしますと、先に申し上げたとおり、阿井議長が令和元年9月10日に苅谷議員と面会した際、苅谷議員から太田市長が家畜保健衛生所の建設計画に反対であると聞いていたことは、明らかに事実です。

にもかかわらず、同じく阿井議長の証人喚問の会議録である令和2年2月7日の委員会会議録の31ページにありますが、阿井議長は「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷議員から聞いておりません」と明らかに事実と異なる、自己の記憶に反した虚偽の証言をしました。

これは、我々の匝瑳市議会を愚弄する許しがたい行為であります。

地方自治法第１００条第７項には、宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3か月以上5年以下の禁固に処するとの規定があります。阿井議長はまさにこれに該当します。そして、第9項本文では「議会は、選挙人その他の関係人が第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない」とあります。本議会には阿井議長を告発する義務があります。

したがって、阿井伸也千葉県議会議長を地方自治法第１００条第７項に基づき、偽証罪として当議会として告発すること、なお、告発状については、法律の専門家と相談し作成していただく必要があると思われることから、告発状の作成並びに内容を議長に一任することを求めます。

匝瑳市議会が苅谷進一議員を地方自治法第１００条第７項に基づき、告発することを求める動議

皆様も御承知のように、令和元年9月26日の定例会におきまして、苅谷進一議員が阿井伸也千葉県議会議長に面会した際、家畜保健衛生所整備計画について、「苅谷議員は県議会議長に対し、太田安規匝瑳市長も反対の立場ですので、ぜひともこの反対署名簿を知事に取り次ぐ際には、地元市長が反対していることを申し添えていただきたい、そして、この市長の反対の意思を重く受け止めていただくよう、県当局に対し伝達していただきたいとの趣旨の発言をしたそうであります」「苅谷議員が集めた反対署名簿に署名された方々の真意を再確認しなければならないのかとも思われるところです」などの発言をしました。

この発言につき、事実の調査を求める動議が可決され、同年11月20日の臨時会におきまして、調査が匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会に付託されました。

そして、特別委員会におきましては、栗田議員のほか、太田市長、宇野裕千葉県議会議員、阿井千葉県議会議長、苅谷進一議員に証人喚問をするなどして調査をしてまいりました。その結果、先ほど引用した栗田議員の発言は、ゆるぎない事実と判明したと思います。

具体的に証拠を申し上げますと、まず、令和元年9月10日から間がない同月24日に阿井議長が宇野県議と電話をした際に、苅谷議員から市長が反対したと聞いたことを認める発言をした録音データがあります。この録音データは、お配りした資料の令和2年2月7日の委員会会議録の17ページ以降に反訳したものが載っております。

まず、18ページを見ますと、宇野県議が「それでそのときにね、あのう地元の市長が、まあ反対しているというような話も阿井議長聞いたでしょ」と聞いていて、それに対して阿井議長が「苅谷さんからは出ました」と答えています。

次に19ページを見ますと、宇野県議が「で、地元の市長も反対していますよということで」と聞いて、それに対して阿井議長が「んーまあ、あのう、そのような、そうですねえ、それに近い言い回しだったと思います」と答えています。

そして、29ページ。阿井議長は「この『反対というような』また『それに近い言い回し』ということは事実だというふうに思います」と証言して、苅谷議員との面会時にこれらの発言が実際にあったということを認めています。

また、令和2年1月10日の委員会会議録は、宇野県議の証人喚問を記載しているように、宇野県議は令和元年9月13日か20日に阿井議長と前記議長室で面談もしており、その際も阿井議長も阿井議長聞いたでしょ」と聞いていて、それに対して阿井議長が「苅谷さんからは出ました」と答えています。

次に19ページを見ますと、宇野県議が「で、地元の市長も反対していますよということで」と聞いていて、それに対して阿井議長が「んーまあ、あのう、そのような、そうですねえ、それに近い言い回しだったと思います」と答えています。

そして、29ページで